

令和6年度 第3回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和6年度 第3回公共調達監視委員会を令和6年12月16日（月）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和6年7月1日～令和6年9月30日

2 委員会の成立

委員全員の出席をいただきました。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和6年9月27日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件97件のうち、抽出した20件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

令和6年12月4日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和6年7月1日から同年9月30日間の契約締結案件17件の全てを抽出し、審議した結果、全案件について適正な処理であると判断されたことを報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和6年7月1日から同年9月30日まで、対象案件17件全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

対象案件中14件は一般競争入札、3件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）一般競争入札14件の説明をいたします。

競争通番1～14について順番に件名、相手方、予定価格の積算根拠、契約金額、落札率、参加者数、落札率の低さ等の審査要件について説明

（委員長）競争通番1～7までございましたけど、低入札、応札1者というのが多数見受けられるのですが、どうしてこういうことになったのでしょうか…。確かに理由としてはいろいろ書かれているのですが、私自身、最近経験したのが参考価格を出すときに、金額の算定が甘いというか、間違っているケースがあって、落札率の低さから逆に元々の積算の誤りというのが発見された例があったのです。労働局とは関係ない事案で

すけど、今回、こういうふうに30%台というのがあり、本当に企業努力だけでこれだけの応札価格が実現できるのだろうかと思っているのです。元々の国交省の見積の金額についての公的な資料がございますよね。その参照はどのようなやり方をしているのでしょうか。具体的な事案に即したデータを引き出す、抽出する作業というのが、ある程度ルーティン化してしまっているように感じるのですが。

(局) 予定価格を算出するときは、まず定価で製品の資材の価格を出します。国交省のデータとか建設物価という雑誌があるのですが、全部定価で示されており、定価とは別に業者の間では流通価格というものがあるんですけど、今回、空調工事が多かったのですが、設計業者に聞きますと、半値八掛けということで、流通価格は(定価の)4割程度になるのが一般的なことから、半値以下になってしまいます。定価と比べますと大体、流通価格は4割、尚且つ、この予算を要求したのが一年から一年半ぐらい前に、この価格をもとに行っておりますので、物価上昇、建築資材の高騰とかを加味して予定価格を設定していくため、流通価格が安いというのが一つと、あと一つは、理由にも書いていますが、業者とメーカーとの取引が濃ければ濃いほど、それだけ人件費が浮くのです。間に入る中間業者が入らないので、その分、中間マージンみたいなものが無くなるというのが一つ。それと、また後でご質問等があるかもしれませんが、それぞれの業者が運搬業者とかを抱えていないので、自社で行うことで運搬であったり、倉庫保管料であったり、そういった部分も全部コストがかかってくるのですが、基本的に外注していないので安くなったと、それぞれの業者からは確認させていただいております。

(委員長) 今おっしゃったような知見というのは、次年度以降の入札に何らかの反映はされるのでしょうか。

(局) そうですね。ただ、どの業者が入ってくるのか、また業者が例えば運搬会社を持っているとか持っていないとかというのは、やはりわからないところがありますので、そこは本当に結果論になってくるのかなというのが一つ。それと、今回、入札が少なかったというのがあるのですが、この業界で設備関係の設計とかに関して言いますと、照明設備とかは入りにくいらしいのです。設計を行う何社かに確認したのですが、競争参加資格を持っている業者で入札できる業者というのはなくて、設備設計を専門にする業者というのが、この業界にはあるようです。それで、その業者がこの競争入札の資格を持っているかというのと持っていないと、その参加資格を持っている業者にお願いするなりして参加していくという形になるのですが、そうなると、やはりコストが高くなるので参加しにくいと。今回、入札していただいた業者は、両方とも多分同じ業者になるのですが、経験が豊富で設備とかにも非常に詳しいところがあり、そうなると、経験豊富で設備についても入札できる業者で、尚且つ、資格を持っているということになると、やはり参加が少なくなってしまうというような結果になっている状況です。

(委員長) 多分、そういうことで難しいのだろうと思いますね。

(委員) いまの話で一つ聞いていいですか。落札率の低さっていうのを一応、これはチェック項目というか、問題視しているわけですね。おそらくこういうやり方をしたらこうなるだろうというのは多分想定できるけど、そもそも落札率の低さを問題にするということは、どういう意味があるのですか。

資料を見たら、国交省の資料を使っているのが適切です、それで企業努力しましたからこうなりました、で終わりですね。でも落札率の低さということで、こういう文言をつけているわけで、労働局として落札率が低いということは問題として見ているのかどうか、問題として見ているからこういうふうに言うわけですね。

(局) そうですね。いろんな基準とか定価とかを元に適正な価格として予定価格を算出しているので、その中で低い価格ということは、例えば不当に安くしていないかとか、人件費を削っていないだろうかとか、そういった問題点がないだろうかということを落札率が低いということで、後に事業者を確認し、検証した上で契約をしています。

(委員) なるほど。そのワンクッションのチェックを入れるということが、契約の適正化だとか、適切さというものを担保している、というような理解ですか。

(局) 実際に（この金額で）実施できるのかというところがあります。場合によっては財務状況等を確認しながら、その会社がしっかりとできるのかというところを確認しております。

(委員長) いま、おっしゃったような、業者サイドの問題と、それから手続きをする側の何らかの事務的な誤りというものが潜んでいる可能性があるもので、落札率が低ければ改めて再検証するという作業が絶対に必要ですね。

(委員) 次回もこのような時はそれを参考にしながら、金額を算出することは当然されますよね。この算定の仕方で行っていただかないといけませんね。

(委員長) 競争通番5番の一者応札ですが、再公告をしたということですけど、これはどういう事情だったのですか。

(局) 一回目の入札の時に算出した予定価格が少し低く、予定価格よりも高い金額ばかりでの入札だったので不落札となりました。最初の入札の時は三者が入ってくださったんですけど、全部予定価格を超えてしまっていたので、再度、やり直したということです。

(委員長) 同じ手続きをしながら、入札締切日を見落としたという業者が出てくるのは、少し信じ難いかなと思われるのですが。

(局) そうですね。入札参加しますと手を挙げてくださっていたのですが、後で確認したら入札締切日を忘れていましたということで、少し前に声をかけるべきだったのかなと話をしています。

(委員長) 業者からしたら、やはり公共工事はすごく大事なので見落とすことはないのかなと思うのですが、どちらが注意しないといけないのかという話ではあるのですが、そこは注意してなんですね。

(委員) 年度初めの4月あたりの入札と比べて、年末と言うか、時期が遅くなってからの入札の方が、落札率の低い案件が結構出てくるものなのですか。

(局) それはないと思います。でも一つ、空調に関して言うと、シーズンはあると思います。だから夏場に行うのと、少しシーズンが外れて行うのでは、資材の価格、流通価格が変わってくると思います。

(委員) シーズンという時間軸を入れるというのは変動があるはずなので、予定価格を算出するのはなかなか難しいですよ。

(局) そうですね。どのタイミングで行うかというのが難しいです。

(委員) なるほど。わかりました。ありがとうございます。

(委員) 競争通番11番ですが、あまりにも落札率が低く、公的な資料を参考にして算出して適切だと書いておられるのですが、これについて説明していただけますか。

(局) まず、計算方法としては、一施設あたり、何人必要なのかというのがあって、それに施設数を掛けているような形で予定価格を算出しているのですが、一日あたり2、3施設できますよ、となると、金額が大きく下がるとというのがまず一つあるのかなと思います。あとは、昨年の実績も参考にしながら予定価格を算出したのですが、昨年は五者が入っていたいたのですが、その中には入札額が200万円台とか500万円台とかを付けている業者もあったので、人件費とかも上がっているということが考えられたのですが、国交省の基準で算出すると少し高くなってしまいますので、ある程度、下がるだろうというのを見越して、予定価格を下げたりはするのですが、あまり下げずに予定価格を算出した結果ということになります。

(委員) 従来も同じようなやり方で算出しているのですか。

(局) そうですね。従来も同じようなやり方で、昨年度とかのデータを元にして、公的な資料、公的な基準から少し下がるだろうということで、ある程度下げたりはしているのですが、昨年の入札額で少し高かった業者がおられたのと、昨年の契約金額自体は割と安かったのですが、同じような業者が必ず入ってくれるとも限らないので、高い業者もおられるというところを見越したのと、人件費が上がっているというところを見越して今年は高めに設定したということです。

(委員長) この案件に関して、入札に参加する業者というのは、一定の範囲で指定されている業者ですか。

(局) そうですね。一応、近畿ということでしております。

(委員長) 公共事業なので少し違うのだろうと思うのですが、民間施設の場合だと建設局とか、どこかが指定した業者の中から選ぶというようなことを聞いたことがありますが。

(局) 建設局が指定しているというのは、参加資格の項目の中には入れてないです。

(委員) ちなみに他の三つの案件の応札額は、かなりの金額になったのですか。

(局) いいえ、他の案件は 97 万 9 千円と 106 万 7 千円、126 万 5 千円なので、今年は比較的安い金額となりました。

(委員) この文章に書いている、施設の立地から近場であれば 2, 3 施設見て回れるけど、これ 22 施設も回るのですよね。それが集中していれば一日で結構見ることができるからコストが下がるってというようなロジックですか。

(局) はい、そうですね。

(委員長) 競争通番 14 番の複合機の購入と引き取り及び保守契約についてですけど、複合機に関しては、最初に入った業者の保守契約がずっと続きますよね。今までの経験上、それでだいたい機種が限定されてしまうから、ある程度、業者が決まってしまうと認識していたのですが、別の業者が入ったってことですか。

(局) これは更新なので入れ替えになります。

(委員長) 職員からしたら、メーカーが変わることで業務上において大丈夫ですか。

(局) はい、それは大丈夫です。

(委員長) 既存の入ってる複合機の機種のほうが、操作性が慣れているというか、一番使いやすいとか。

(局) 仕様で示している要件を満たしておれば、大丈夫だと思います。

(委員長) そういう意味からしたら、パソコンの入れ替えがありましたよね。

(局) リースのことですか？それは入れ替えではないものです。

(委員長) 競争通番 12 番のノートパソコン等リース契約は入れ替えではないのですか。

(局) これは新たに調達した形になります。

(委員長) そうですね。職員からパソコンのメーカーが変わって操作に慣れるまでに時間がかかるというような話はないですか。

(局) こういう仕様にしてほしい、こういう仕様だというのは要件に出していますし、メーカーが変わっても、そこは大丈夫です。

(委員) いま、おっしゃっていましたが、競争通番 14 番の保守契約ですけど、複合機を購入したときにセットでついていますよね。

(局) ついています。

(委員) それを保守だけ途中で行いたいというのは、どういうことなのかなと思うのですが。

(局) 新しい複合機を購入して新規に調達しますので、保守だけを行うということではありません。

(委員) 以前の業者とは違うところですか。

(局) 今回は同じ業者でした。

(委員) マコト商事は多いですね。これ、よく名前出てきますよね。

(局) はい。

(委員長) この契約には、ペーパーやトナーとかの消耗品の購入も入っているのですか。

(局) ペーパーは、つけてないです。

(委員長) また別途に競争入札をかけるのですよね。

(局) これは複合機なので、保守契約の中にトナーの交換とかが入っていますが、複合機でないものでしたらトナーだけの契約とかはあります。

(委員長) わかりました。それでは、次に随意契約の説明をお願いします。

(局) 随意契約 3 件の説明をいたします。

随契通番 1～3 について順番に件名、予定価格、契約金額、落札率、参加者数、落札率の低さ等の審査要件について説明

(委員長) ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容で、何かご意見ご質問がありましたら、どうぞご発言ください。

(委員) 素朴な疑問でもいいですか。例えば、競争入札の 7 番は空調工事ですね。随意契約の 1 番も個別空調の工事で、今度は設置工事ですけど、何が違うのか教えてください。

(局) まず、更新工事というのは計画的に計画を立てて、予算要求をして空調を変えることができるのですが、今回のこの随契通番 1 番のものは、3 階建ての相生地方合同庁舎の 3 階に相生労働基準監督署が入っているのですが、合庁の全館空調システムが 6 月下旬に全部ストップしてしまったのです。それで修理業者に、いつぐらいに修理できますかと確認したら、二ヶ月半かかります、8 月下旬ですと言われました。そこまで空調を止めておくことはできないですし、3 階建ての 3 階で夏場の強い日差しが当たり、体調不良の職員も出てきたので、一刻も早く冷房をつけないといけないということで、全館空調が入っているのですが、コンパクトな個別空調を急遽つけたという経緯になります。したがって一刻も早く空調をつけないといけないということで、随意契約というような形になりました。

(委員) 競争入札のスケジュールじゃなくて、もう明日にでもつけるからこれでというような感じですか。

(局) はい。予算要求もすぐにしました。夏場なので業者が見つかず、いろいろ当たったのですが、空調がつけられて高圧電気を扱える業者でないと工事ができないということで、該当した業者がここしかなかったという経緯です。

(委員) なるほど、わかりました。ありがとうございます。

(委員長) 全館空調が復旧したら個別空調はどうなるのですか。

(局) 個別空調も使います。

(委員長) 併用するのですか。

(局) 併用します。全館空調が古すぎて、業者からは修理が難しいと言われてまして、こちらも現在予算要求をして5年がかりで計画を立てています。

(委員長) 全館空調がまた壊れるかもしれない？

(局) 壊れる可能性はあります。実は今年まで5年連続で壊れています。ただ、全館空調というのはすぐに直すことができなくて、直すのに5年くらいかかります。

(委員長) ありがとうございます。それでは本日たくさんの案件を審議いたしましたけれども、何か特に不適切もしくは改善すべき点があるというようなことはございませんか？

(委員からの意見はなし)

(委員長) それでは本日審議を行った案件について、特に不適切または改善すべきと思われた点はなかったということで、両委員ともご異議はございませんので、委員の多数を持って決したということにいたします。

6 審議結果 (委員長)

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

また、設置要綱第5条第2項に基づきまして、本日の議事概要をホームページ掲載することにし、審議内容を兵庫労働局長へ報告することにいたします。

以上で、本日の審議につきましては、すべて終了とさせていただきます。

7 閉会